

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 1 号

令和 6 年（2024年） 2 月16日（金）（第 1 日）

吹田市議会会議録 1 号

令和6年2月定例会

○ 議 事 日 程

令和6年2月16日 午前10時開議

- 1 会期の決定について
- 2 議席の変更について
- 3 { 報告第1号 損害賠償額の決定に関する専決処分について
報告第2号 損害賠償額の決定に関する専決処分について
報告第3号 損害賠償額の決定に関する専決処分について
- 4 施政方針について
- 5 議案第2号 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第4号 専決処分報告
- 専決第1号 令和5年度吹田市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第1号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 吹田市立児童会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 吹田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 吹田市介護保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 吹田市開発事業の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 吹田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例及び吹田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 吹田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 （仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について

- 6 議案第22号 旧市宮岸部中（北）住宅解体撤去工事請負契約の一部変更について
議案第23号 円山町1号橋拡幅改良工事請負契約の一部変更について
議案第24号 重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）請負契約の一部変更について
議案第25号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について
議案第26号 豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部変更に関する協議について
議案第27号 包括外部監査契約の締結について
議案第28号 市道路線の認定及び廃止について
議案第29号 令和6年度吹田市一般会計予算
議案第30号 令和6年度吹田市国民健康保険特別会計予算
議案第31号 令和6年度吹田市部落有財産特別会計予算
議案第32号 令和6年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算
議案第33号 令和6年度吹田市介護保険特別会計予算
議案第34号 令和6年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算
議案第35号 令和6年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算
議案第36号 令和6年度吹田市病院事業債管理特別会計予算
議案第37号 令和6年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
議案第38号 令和6年度吹田市水道事業会計予算
議案第39号 令和6年度吹田市下水道事業会計予算
議案第40号 令和5年度吹田市一般会計補正予算（第10号）
議案第41号 令和5年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第42号 令和5年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第2号）
議案第43号 令和5年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第44号 令和5年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第45号 令和5年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）
議案第46号 令和5年度吹田市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第47号 令和5年度吹田市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 7 選第1号 淀川右岸水防事務組合議会議員の選挙について

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○ 出席議員 34 名

1 番 益 田 洋 平

2 番 梶 川 文 代

3 番 五十川 有 香

4 番 西 岡 友 和

5 番 久 保 直 子

6 番 中 西 勇 太

7 番 石 川 勝

8 番 後 藤 恭 平

10 番 玉 井 美 樹 子

11 番 山 根 建 人

12 番 村 口 久 美 子

13 番 後 藤 久 美 子

14 番 川 田 尚

15 番 江 口 礼 四 郎

17 番 浜 川 剛

18 番 井 上 真 佐 美

19 番 野 田 泰 弘

20 番 竹 村 博 之

21 番 塩 見 み ゆ き

22 番 柿 原 真 生

23 番 清 水 亮 佑

24 番 今 西 洋 治

25 番 林 恭 広

26 番 澤 田 直 己

27 番 白 石 透

28 番 有 澤 由 真

29 番 矢 野 伸 一 郎

30 番 小 北 一 美

31 番 橋 本 潤

32 番 乾 詮

33 番 高 村 将 敏

34 番 井 口 直 美

35 番 泉 井 智 弘

36 番 藤 木 栄 亮

○ 欠席議員 0 名

○ 出席説明員

市長	後藤圭二	副市長	春藤尚久
副市長	辰谷義明	水道事業管理者	前田聡
危機管理監	岡田貴樹	総務部長	小西義人
行政経営部長	今峰みちの	税務部長	中川明仁
市民部長	高田徳也	都市魅力部長	井田一雄
児童部長	北澤直子	福祉部長	大山達也
健康医療部長	梅森徳晃	環境部長	道澤宏行
都市計画部長	清水康司	土木部長	真壁賢治
下水道部長	柳瀬浩一	会計管理者	杉公子
消防長	笹野光則	水道部長	山村泰久
理事（人権政策・ウクライナ避難民支援担当）	前村誠一	理事（家庭児童相談担当）	岸上弘美
理事（福祉指導監査担当）	岡松道哉	理事（公共施設整備担当）	伊藤登
理事（地域整備担当）	梶崎浩明	教育長	大江慶博
学校教育部長	山下栄治	教育監	植田聡
地域教育部長	道場久明		

○ 出席事務局職員

局長	古川純子	次長	二宮清之
参事	守田祐介	主幹	井上孝昭
主幹	稲見敦史	主査	今井理香子
主査	水落康介		



（午前10時1分 開会）

○野田泰弘議長 ただいまから2月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、一言申し上げます。

去る1月1日に発生しました令和6年能登半島地震により、多くの方々が犠牲となられ、現時点におきましても行方不明の方がおられるほか、避難生活を余儀なくされている方々も数多くおられます。

ここに被災された方々に対し、心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表するため、ただいまから黙祷をささげたいと思います。皆様、御起立お願いいたします。

（全員起立）

黙祷。

（黙祷）

○古川純子議会事務局長 黙祷を終わります。
御着席願います。

○野田泰弘議長 それではこれより会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

本日の応招議員は34名、ただいまの出席議員は34名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、それにより御承知願います。

本日の署名議員を私から指名をいたします。

1番 益田議員、5番 久保議員、以上両議員にお願いいたします。

そのほか、本定例会の議事説明員につきましては、別紙、お手元に配付してあります令和6年2月定例会の議事説明員座席表のとおり出席要請いたしましたので、御承知願います。

次に、本年2月1日付で、吹田党議員団の会派構成員が異動したことに伴い、同会派の後藤恭平議員から、議会運営委員会委員の辞任願が提出され、これを許可しましたので、御報告いたします。

議 事 説 明 員 座 席 表

令 和 6 年 2 月 定 例 会
(2024年)

					理事（人権政策・ウクライナ避難民支援担当） 前村 誠一	議 会 事 務 局									
					議長										
理事（福祉指導監査担当） 岡松 道哉	理事（家庭児童相談担当） 岸上 弘美	児童部長 北澤 直子	都市魅力部長 井田 一雄	市民部長 高田 徳也	行政経営部長 今峰 みちの	総務部長 小西 義人	学校教育部長 山下 栄治	教育監 植田 聡	地域教育部長 道場 久明	土木部長 真壁 賢治	理事（地域整備担当） 梶崎 浩明	税務部長 中川 明仁	会計管理者 杉 公子		
福祉部長 大山 達也	健康医療部長 梅森 徳晃	消防長 笹野 光則	危機管理監 岡田 貴樹	副市長 辰谷 義明	副市長 春藤 尚久	市長 後藤 圭二	教育長 大江 慶博	水道事業管理者 前田 聡	水道部長 山村 泰久	下水道部長 柳瀬 浩一	環境部長 道澤 宏行	都市計画部長 清水 康司	理事（公共施設整備担当） 伊藤 登		
議 席															

○野田泰弘議長 議事に先立ち、市長の挨拶を受けることにいたします。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 おはようございます。2月定例会の開催に当たりまして御挨拶を申し上げます。

初めに、本年1月1日に発生をした令和6年能登半島地震は、石川県能登地方を中心に甚大な被害をもたらしております。被災された皆様には心からお見舞を申し上げます。

本市におきましては、本年1月4日付で支援対策本部を設置するとともに、災害マネジメント支援として危機管理室職員2名を石川県輪島市に派遣する等、被災地への支援対応を実施をしているところでございます。引き続き、被害状況を注視しながら、必要な支援を進めてまいります。

それでは、今議会において提案を予定しておりま

す案件について御説明をいたします。

報告案件といたしまして、損害賠償額の決定に関する専決処分等4件、条例案件といたしまして、吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定等20件、単行事件といたしまして、（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更等8件、予算案件といたしまして、令和6年度吹田市一般会計予算等11件、令和5年度吹田市一般会計補正予算等8件でございます。

なお、以上のほかに追加予定案件といたしまして、条例案件として、吹田市長等のハラスメントの防止に関する条例の制定1件、予算案件として、令和6年度吹田市一般会計補正予算（第1号）1件、人選案件として、来る3月31日をもって任期満了となられます春藤尚久副市長及び谷 義孝吹田市監査委員の後任につきましては、それぞれ成案が得られましたら、追加提案をさせていただきたく存じますので、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

よろしくお願いを申し上げます。

以上が、今回提案を予定しております案件でございます。

それぞれの詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきます。

よろしく御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願いを申し上げます。

なお、後ほど、令和6年度に臨みましての施政方針を申し述べさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

○野田泰弘議長 これより議事に入ります。

○野田泰弘議長 日程1 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの36日間といたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期は36日間と決定をいたしました。

○野田泰弘議長 次に、日程2 議席の変更についてを議題といたします。

会派の異動により、9番 有澤議員から議席変更の申出があり、それに合わせて28番 矢野議員及び29番 小北議員からもそれぞれ議席変更の申出がありました。

そのため、この申出に基づき、有澤議員の議席を9番から28番に、矢野議員の議席を28番から29番に、小北議員の議席を29番から30番にそれぞれ変更したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま申し上げましたとおり、議席を変更することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま申し上げましたとおり、議席を変更することに決しました。

それでは、28番 有澤議員、29番 矢野議員及び30番 小北議員は、ただいま決定いたしました議席

にお着き願います。

○野田泰弘議長 次に、日程3 報告第1号から報告第3号までを一括議題といたします。

理事者の報告を求めます。土木部長。

（土木部長登壇）

○真壁賢治土木部長 御上程いただきました報告第1号から第3号までの損害賠償額の決定に関する専決処分につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、このような御報告を申し上げることにつきまして、誠に申し訳なく存じております。

議案書の5ページをお願いいたします。

まず、報告第1号につきましては、専決処分年月日は本年1月17日、損害賠償額は2万5,490円でございます。

事故の概要でございますが、昨年5月9日午前9時18分頃、千里丘北第2緑地北側の市道において、相手方個人が歩道を通行していたところ、同緑地の腐朽が進行していた樹木が隣接する千里丘上公園内の樹木を巻き込んで、同市道に倒れてきたため、これに驚いた同人が転倒し、負傷されたものでございます。

なお、本件事故によります損害賠償金につきましては、施設賠償責任保険から全額給付されるものでございます。

事故後、千里丘北第2緑地及び千里丘上公園内の樹木について緊急で調査を実施し、倒木の危険性のある樹木4本を伐採しました。また、倒木により損傷した公園フェンス及び道路横断防止柵につきましても復旧完了しております。

議案書の7ページをお願いいたします。

当該ページの報告第2号及び議案書9ページの報告第3号につきましては、同じ公用車の交通事故により負傷されました2名の方の損害賠償について御報告をさせていただくものでございます。

まず、報告第2号につきましては、専決処分年月日は本年1月29日、損害賠償額は6万7,303円でございます。

事故の概要でございますが、昨年8月24日午後1時55分頃、土木部道路室職員運転の道路作業車が、

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

万博記念公園少年球技場南側付近の吹田市千里万博公園6番地先の府道の中央車線を走行中、左側車線を走行していた自動車が急な車線変更を行い、中央車線の真ん中付近まではみ出してきたため、同車を避けたところ、右側車線を走行していた小型貨物車に接触し、同車を運転していた相手方個人が負傷されたものでございます。

議案書の9ページをお願いいたします。

次に、報告第3号につきましては、専決処分年月日は本年1月29日、損害賠償額は9万4,311円でございます。

事故の概要につきましては、先ほど御説明させていただきましたとおりであり、被害車両に同乗していた相手方個人が負傷されたものでございます。

本件事故によります損害賠償金につきましては、本市が加入いたしております自動車損害賠償責任保険から、それぞれ全額給付されるものでございます。

なお、本件事故によります物損部分の損害賠償に係る示談につきましては、昨年11月定例会に議案を提出し、12月22日に御可決いただきましたことにより、成立しているものでございます。

車両運行上の安全管理につきましては、日頃から注意をいたしているところではございますが、運転者及び同乗者に対して厳重に注意を行うとともに、部内の職員全員に安全運転を心がけるよう、再度注意喚起を行ったところでございます。

今後も車両運行上の安全管理には十分留意をし、事故防止に努めてまいりたいと存じます。また、緑地、公園等の施設の管理につきましても、より一層の注意を払い、事故防止に努めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしく御了承賜りますようお願いを申し上げます。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

○野田泰弘議長 次に、日程4 施政方針を議題といたします。

市長の施政方針を受けることにいたします。市長。
(市長登壇)

○後藤圭二市長 令和6年度の当初予算をはじめ、各議案の御審議をお願いをするに当たり、市政運営の

基本方針や、新年度の展望を市民の皆様にお伝えさせていただきます。

初めに、令和6年能登半島地震の発生により、災害対応力の大切さを再認識させられました。明日は我が身、困ったときはお互いさま、その気持ちで利他的な自治体、互助関係を築いておくことが、ひいては、本市の持続可能性を高めることにつながります。本市も、総務省からの依頼を受け、2名の職員が災害マネジメント支援のため現地入りしたほか、消防職員や保健師、給水車の派遣など、発生当初から支援に当たってまいりました。広域自治体や国の公助とも連携しながら、基礎自治体として支援することの重要性を改めて認識したところです。

可能な限り市民の命をお守りする、それが自治体の最も重要な責務であり、今後も自然災害に対する備えを一層強化し続けることをお約束いたします。

この春には、吹田市総合防災センターDRC Suitaを開設します。そこに、豊中、吹田、池田、箕面、摂津の5市で共同消防指令センターも設置し、総合応援体制の充実を図ります。また、救急隊を1隊増隊し、10隊体制とします。危機管理センターと併せ、基礎自治体トップクラスを目指し、防災対応力や救急救命力を強化します。

4年に及ぶ新型コロナウイルス感染症との闘いは、昨年、転換期を迎えました。私たちはコロナ禍なるトンネルをようやく抜け出そうとしています。しかし、今もインフルエンザとの同時流行が見られるなど、基本的な感染症対策の重要性に変わりはありません。保健所を持つ中核市として、感染症予防計画に基づき、新たな感染症危機に対して、平時から備えを推進するなど、コロナ禍において得られた知見や教訓を今後の取組に生かしてまいります。

新型コロナウイルス感染症の流行は、地域の日常にも影響をもたらしました。住民がつながり合う機会が確保されるよう、コミュニティ活動への支援を拡充します。

依然として物価高騰は続いています。生活支援策として、小・中学校の給食費負担軽減や、福祉事業所等への応援金事業を実施してまいります。

昨年には、こども基本法が施行されました。当事

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

者の視点に立った子供政策が進みつつあることを感じます。本市におきましても、子供の健やかな成長をサポートするための施策を充実させます。

新年度からは、第2子の保育料の無償化と、子供の習い事費用の助成を通じ、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。また、切れ目のない相談支援体制の構築を図るため、子育て支援センターを設置し、母子保健と児童福祉、子供の発達支援を一体的に進めます。

不登校児童・生徒の支援を目的とした新しい教育支援教室を、DRC S u i t a内に移転する教育センターの中に設置するほか、児童館の役割の見直しなど、子供の多様な居場所づくりにも努めてまいります。

市民の福祉を担い、また健康をお守りすることは、自治体として果たすべき基本的な責任です。中・長期的には、高齢者人口がピークを迎える2050年を見据え、認知症伴走型支援などを含めた地域包括ケアシステムの構築を引き続き進めるとともに、地域共生社会の実現を目指します。また、障がい者グループホームのさらなる整備促進、福祉タクシー料金助成の拡充などに加え、手話言語等に係る条例に関連する施策を推進してまいります。

そして、本市の強みでもあります北大阪健康医療都市健都を核とした健康医療のまちづくりにより、健康寿命のさらなる延伸を図るとともに、介護や介助が必要となっても安心して暮らせるよう、各種施策を充実してまいります。

一方、深刻さを増す気候変動や自然災害、いまだ続く軍事侵攻や武力衝突などの国際情勢に目を向けると、私たちの幸せ、豊かさがいかにはかないものであるかを痛感させられます。健康医療、子育て、教育、福祉のほか、文化芸術、スポーツといった私たちの日常を取り巻く物事を大切にしなければならないとの思いを、より一層強く持ち、来年度も様々な施策を進めてまいります。

本市は中核市となって間もなく4年を迎えようとしています。本市の人口は、人口減少が続く我が国において増加傾向を維持しています。この特異的な状況は、都市の魅力や安心感、豊かさ、幸せといっ

た市民満足度の高さと、広く寄せられる本市の高評価のあかしです。このような満足度や評価をいただけているのは、日々の地道な努力と改革の積み重ねの結果であり、これまでの市政運営を市民の皆様、議会及び多くの関係者とともに進めてきた成果であります。

政策を推進する姿勢は、言うまでもなく、民主的で清潔、健全でなければならず、これまで市民の皆様とともに、その姿勢を堅持できたことによるものと感謝申し上げます。

新年度からは、改定後の第4次総合計画基本計画がスタートします。計画に掲げる将来像の実現に向け、本市に住まうことの幸せと誇りを実感できるまちづくりに全力を傾聴する決意を申し上げ、令和6年度に向けた施政方針といたします。

○野田泰弘議長 次に、日程5 議案第2号を議題といたします。

理事者の説明を求めます。市民部長。

（市民部長登壇）

○高田徳也市民部長 御上程いただきました議案第2号 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書21ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る手数料を設定するものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、議案参考資料11ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

まず、別表第2項の表第1号及び第2号の改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う規定整備を行うものでございます。

次に、改正案第5号につきましては、戸籍法の一部改正により、戸籍電子証明書を識別することができるように付される戸籍電子証明書提供用識別符号の発行の事務が新設されることに伴い、その手数料

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

を1件につき400円と設定するものでございます。

同様に、12ページの改正案第6号につきましては、除籍電子証明書を識別することができるように付される除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を1件につき700円と設定するものでございます。

次に、13ページの改正案第7号の改正につきましては、電子化された届書等情報の内容の証明書の交付に係る事務を追加するもので、手数料は現行の届出の受理証明書等の交付手数料と同額に設定するものでございます。

また、改正案第8号の改正につきましては、電子化された届書等情報の内容を表示したものを、閲覧に供する事務に係る手数料を1件につき350円と設定するものでございます。

なお、手数料の額は、いずれも地方公共団体の手数料の標準に関する政令のとおりといたしております。

議案書22ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は、本年3月1日から施行することといたしております。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料15ページに、本案の概要をお示しいたしておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

以上が、本案の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

本件については委員会付託を省略し、即決したいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第2号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

○野田泰弘議長 次に、日程6 報告第4号 議案第1号及び議案第3号から議案第47号までを一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。行政経営部長。

（行政経営部長登壇）

○今峰みちの行政経営部長 御上程いただきました議案のうち、まず、報告第4号 令和5年度吹田市一般会計補正予算（第9号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書11ページをお願いいたします。

本報告は、本年1月15日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしました補正予算につきまして、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。

専決第1号 令和5年度吹田市一般会計補正予算（第9号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7億232万2,000円を追加し、補正後の総額を1,660億2,512万7,000円とするものでございます。

13ページをお願いいたします。

まず、歳出でございますが、第3款 民生費、第1項 社会福祉費で7億232万2,000円の追加は、低所得者支援給付金の支給に係る経費でございます。

次に、歳入でございますが、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金で7億232万2,000円の追加は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

以上が、報告第4号の内容でございます。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第27号 包括外部監査契約の締結及び議案第40号 令和5年度吹田市一般会計補正

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

予算（第10号）につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

まず、議案第27号につきまして、議案書77ページをお願いいたします。

本案は、令和6年度における包括外部監査契約の締結に当たり、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、御議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、地方自治法第2条第14号及び第15項の規定の趣旨を達成するため、包括外部監査人の監査を受け、報告を受けること。期間は本年4月1日から翌年3月末までを予定いたしております。

契約金額は1,210万円を上限とし、報告書受領の後に一括で支払うものでございます。

契約の相手方は本年度に引き続き、弁護士である久保井聡明氏でございます。

参考資料としまして、議案参考資料の131ページから136ページにおいて、相手方の履歴書、候補者選定の概要、地方自治法に基づく監査委員への意見照会についてお示しいたしております。監査委員からは、契約締結に異議はない旨の御回答をいただいているものでございます。

議案第27号の説明は以上でございます。

次に、議案書83ページをお願いいたします。

議案第40号 令和5年度吹田市一般会計補正予算（第10号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の歳入歳出予算の補正は、28億9,474万3,000円を追加し、補正後の総額を1,689億1,987万円とするものでございます。

88ページをお願いいたします。

歳出の補正につきまして、決算見込みによる調整以外の主なものを中心に御説明申し上げます。

第1款 議会費で、3,154万5,000円を減額、第2款 総務費では3億6,135万2,000円を減額しており、公務災害認定による休職期間中の給与追求等に係る費用2,300万2,000円、戸籍附票システム等改修費用4,657万6,000円、過年度国庫支出金の返還金200万円、財政調整基金、みんなで支えるまちづくり基金、ダブルリボンプロジェクト基金、新型コロナウイルス等感染症対策基金への積立金などを計上。

第3款 民生費では、4億8,722万9,000円を減額

しており、高齢者施設等の防災改修等に係る補助経費7,442万5,000円、障がい者相談支援業務委託料3,907万円、（仮称）やまだこども園の整備費用2億4,165万1,000円、生活保護システム改修費用119万7,000円、過年度国庫支出金等の返還金4億2,955万円、心身障がい者福祉施設整備基金、地域福祉基金、こども笑顔輝き基金への積立金などを計上。

第4款 衛生費では9億3,791万円を減額しており、過年度国庫支出金の返還金8億3,676万5,000円、環境まちづくり基金、廃棄物処理施設整備基金への積立金などを計上。

第5款 労働費で1,954万5,000円を、第6款 農業費で429万1,000円を、89ページに移りまして、第7款 商工費で3,855万1,000円をそれぞれ減額。

第8款 土木費では5億3,308万9,000円を減額しており、高浜橋の耐震補強等工事費2億1,931万2,000円、佐井寺西土地区画整理事業における造成等工事費1億8,000万円、都市計画施設整備基金、緑化推進基金、市営住宅整備基金への積立金などを計上。

第9款 消防費で2億1,099万2,000円を減額。

第10款 教育費では、55億456万2,000円を追加しており、小・中学校の校舎、屋内運動場大規模改造などの工事費62億1,138万3,000円、旧西尾家住宅大規模修繕基金への積立金などを計上。

第11款 公債費で3,724万4,000円を減額。

第12款 諸支出金では、5,192万9,000円を追加しており、公共施設等整備基金への積立金などを計上しております。

85ページにお戻りをお願いいたします。

歳入につきましては、第1款 市税で11億1,248万2,000円を追加、第2款 地方譲与税で3,200万円を追加、第3款 利子割交付金で900万円を追加、第4款 配当割交付金で3億500万円を減額、第6款 法人事業税交付金で1億600万円を追加、第7款 地方消費税交付金で10億6,300万円を減額、第8款 環境性能割交付金で6,700万円を追加、第9款 地方特例交付金で4,800万円を減額、第10款 地方交付税で16億5,224万1,000円を追加、第13款 使用料及び手数料で2,472万9,000円を減額。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

86ページに移りまして、第14款 国庫支出金で14億9,703万6,000円を追加、第15款 府支出金で5億1,886万5,000円を減額、第16款 財産収入で4,445万4,000円を追加、第2款 寄附金で1,133万1,000円を追加、第18款 繰入金で53億8,780万8,000円を減額、第19款 諸収入で1億6,930万3,000円を追加、第20款 市債で42億2,140万円を追加。

87ページに移りまして、第21款 繰越金で、令和4年度の繰越剰余金13億1,989万8,000円を計上しております。

90ページ、91ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費の補正で追加が18事業ございます。

それぞれ、国の令和5年度予算による国庫支出金等を活用して実施するも、年度内の事業完了が困難であるもののほか、関係者との協議、調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となった等の理由により、令和6年度へ繰り越すものでございます。

92ページ、93ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為の補正でございます。

追加で、北千里駅前地区再開発事業に係る環境影響評価業務は、終期を令和6年度から令和7年度に変更するもの、廃止で、千里丘朝日が丘線支障物件移設費用は用地購入スケジュールの変更に伴うものでございます。

94ページ、95ページをお願いいたします。

第4表 地方債の補正でございますが、変更といたしまして、100ページ、101ページまでにかけての25事業につきまして、お示しのとおり限度額を変更するものでございます。

そのうち、96ページ、97ページの幼保連携型認定こども園整備事業及び橋梁新設改良事業、98ページ、99ページの佐井寺西土地区画整理事業及び義務教育施設整備事業につきましては、令和5年度の国庫支出金を活用し、事業実施を翌年度に繰り越すものを含んでおります。

そのほか、及び102ページ、103ページの廃止の7事業につきましては、事業費の確定など決算見込みによる調整に伴うものでございます。

議案第40号の説明は以上でございます。

なお、議案参考資料467ページから529ページに関連資料をお示ししております。

以上が、議案第27号及び議案第40号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議賜り、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 総務部長。

（総務部長登壇）

○小西義人総務部長 御上程いただきました議案第1号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書19ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方自治法の一部改正を受け、正規職員の給与制度に準拠し、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給するものでございます。

以下、改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、5ページの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

まず、第2条の改正につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を加えるものでございます。

次に、第11条の改正につきましては、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴い、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を正規職員に合わせ、100分の122.5とするものでございます。

次に、6ページの改正案の第12条につきましては、勤勉手当の基準日、額等について定めるものでございます。

次に、改正案の第14条につきましては、パートタイム会計年度任用職員の給与の種類に、勤勉手当を加えるものでございます。

次に、改正案の第16条につきましては、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、フルタイム会計年度任用職員の規定を準用するものでございます。

その他の改正につきましては所要の規定整備でございます。

議案書20ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、附則第1項につきましては、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

この条例の施行期日を本年4月1日と定めるもの
でございます。

次に、附則第2項につきましては、吹田市職員の
育児休業等に関する条例を改正し、育児休業をして
いる会計年度任用職員の勤勉手当の支給について定
めるものでございます。

なお、議案参考資料の8ページに、附則第2項に
よる条例改正に係る現行・改正案対照表を、9ペー
ジに、本案の概要をそれぞれお示しいたしてありま
すので、併せて御参照いただきますようお願い申し
上げます。

以上が、本案の提案の理由及びその概要でござい
ます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜り
ますようお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 市民部長。

（市民部長登壇）

○高田徳也市民部長 御上程いただきました議案第3
号及び議案第21号の提案の理由及びその概要を一括
して御説明申し上げます。

まず、議案第3号 吹田市個人番号の利用等に関
する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、
御説明申し上げます。

議案書25ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う
規定整備を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料によ
り御説明申し上げますので、議案参考資料17ペー
ジからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存
じます。

第3条の改正につきましては、引用している行政
手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律の別表第2が削除されたこと及び
個人番号を利用することができる事務の範囲が変更
されたことに伴う用語の整理を行うものございま
す。

第4条の改正につきましては、引用している同法
の別表第2において定義されていた用語について、
別表が削除されることに伴い、本条例において

定義する等の規定整備を行うものがございます。

議案書26ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は、行政手続にお
ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施
行することといたしております。

続きまして、議案第21号（仮称）南千里駅前公
共公益施設整備事業契約の一部変更につきまして、
御説明申し上げます。

議案書65ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、平成21年（2009年）9月定例会で御可決
をいただきました現契約におきまして、維持管理、
運営に係る対価について、使用する物価変動の指数
に1.5ポイント以上の増減が生じた場合は改定を行
うことが定められているところ、維持管理、運営に
係る対価のうち、建物維持管理関連業務費、コンシ
ェルジュ等運營業務費及び修繕業務費について、前
回改定時の指標値の平均指数と、改定対象年度、令
和6年度の2年度前、令和4年度の指標値の平均指
数をそれぞれ比較いたしますと、1.5ポイント以上
の増加が生じたことから、契約金額の改定を行うも
のでございます。

維持管理、運営に係る対価が変更前の31億5,301
万5,321円から、変更後は32億887万5,611円とな
りますことから、契約金額につきましても変更前の84
億153万2,387円から、変更後は84億5,739万2,677円
に増額するものがございます。

なお、議案参考資料119ページに、本案に係る資
料をお示しいたしてあります。

以上が、議案第3号及び議案第21号の提案の理由
及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御
可決賜りますようお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 児童部長。

（児童部長登壇）

○北澤直子児童部長 御上程いただきました議案第4
号及び議案第5号の提案の理由及びその概要を一括
して御説明申し上げます。

まず、議案第4号 吹田市立児童会館条例の一部
を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げ

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ます。

議案書の27ページを御覧いただきたいと存じます。

本案の提案の理由でございますが、児童会館の取組の拡大等を行うとともに、高城児童会館の位置及び名称を変更するものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料の現行・改正案対照表により御説明申し上げます。

議案参考資料の19ページをお願いいたします。

まず、第1条関係は、令和7年（2025年）4月1日及び公布の日を施行期日とする改正でございます。

第1条の改正につきましては、児童会館の設置目的を達成するための取組を、児童が安心して遊び、過ごすことができる居場所を提供することに拡大するものでございます。

第2条 第12号の改正につきましては、北千里児童センターの住居表示が確定しましたことから、その位置を変更する規定整備を行うものでございます。

改正案第3条第1項第2号及び第3号につきましては、北千里児童センターを除く児童会館の事業に、自主学習の場、その他の児童の多様な思いに応える居場所の提供に関すること等を加えるものでございます。

20ページに参りまして、改正案第3条第2項第2号につきましては、児童会館の任意事業に児童と地域住民等との交流を図るための場を提供する事業、その他の児童と地域との交流に資する事業を加えるものでございます。

第4条第1項第1号の改正につきましては、児童会館の使用者の範囲を北千里児童センターを除き、中学生までに拡大するものでございます。

改正案第4条第2項につきましては、児童及びその保護者からの相談事業に係る児童会館の使用者の範囲を、中学生までの児童及びその保護者と定めるものでございます。

その他の改正につきましては、所要の規定整備を行うものでございます。

次に、21ページの第2条関係は、規則で定める日を施行期日とする改正でございます。

第2条第2号の改正につきましては、吹田市立高城児童会館の名称を、吹田市立日の出町児童センタ

ーに、その位置吹田市日の出町1666番6及び1666番8に変更するものでございます。

第4条第1号の改正につきましては、日の出町児童センターの使用者の範囲を、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者までに拡大するものでございます。

なお、移転後の供用開始は令和7年6月頃を予定いたしております。

次に、22ページの第3条関係は令和9年（2027年）4月1日を施行期日とする改正でございます。

第2条の北千里児童センターの事業及び第4条の使用者の範囲につきましては、同センターの次期指定管理期間の開始時期に合わせて、ほかの児童会館と同様の変更を行うものでございます。

議案書の28ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例の施行期日を定めております。

なお、議案参考資料の23ページに、本案の概要をお示しいたしておりますので、併せて御参照いただきますようお願いいたします。

次に、議案第5号 吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書29ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は吹田市立南山田幼稚園及び吹田市立山田保育園を統合し、幼保連携型認定こども園として整備するものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料の現行・改正案対照表により御説明申し上げます。

議案参考資料の27ページをお願いいたします。

まず、改正案第2条第4号につきましては、新たに設置する幼保連携型認定こども園の名称を吹田市立やまだこども園、その位置を吹田市尺谷27番1号と定めるものでございます。

次に、第4条及び第5条の改正につきましては、南山田幼稚園及び山田保育園を幼保連携型認定こども園に統合するため、それぞれの規定を削除するものでございます。

28ページに参りまして、改正案第6条第4号につ

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

きましては、やまだこども園の定員を118人と定めるものでございます。

次に、第9条の改正につきましては、山田保育園の定員の規定を削除するものでございます。

議案書29ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。

なお、議案参考資料31ページに、本案の概要をお示しいたしておりますので、併せて御参照いただきますようお願いいたします。

以上が、議案第4号及び議案第5号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 福祉部長。

(福祉部長登壇)

○大山達也福祉部長 御上程いただきました議案第6号及び議案第43号の提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第6号 吹田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書の31ページをお願いいたします。

本案は、本年4月1日から開始いたします第9期介護保険事業計画に基づきまして、65歳以上の第1号被保険者に係る保険料率の改定を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げます。

議案参考資料33ページからの現行・改正案対照表をお願いいたします。

まず、33ページから37ページにかけての第3条第1項の改正でございますが、保険料率の段階につきまして、現行の19段階の区分を20段階の区分に変更し、各段階の保険料率を改定するものでございます。

基準額となります段階を例に御説明いたしますと、33ページの第5号につきまして、現行の保険料率7万1,760円を、改正案の保険料率7万5,360円とするものでございまして、3,600円の増額、上昇率約5.0%でございます。

次に、36ページから37ページにかけての第3条第2項の改正でございますが、第1号被保険者のうち、低所得者に対する保険料の減額賦課に係る保険料率につきまして、改定するものでございます。

議案書にお戻りいただきたいと存じます。

32ページを御覧ください。

附則でございますが、この条例は、本年4月1日から施行することといたしますとともに、改定後の保険料率は、令和6年度（2024年度）分の保険料から適用することといたしております。

なお、議案参考資料の39ページに条例改正の概要を、40ページに第1号被保険者の保険料額算定の手順に関する資料を、41ページから44ページまでに、第1号被保険者の所得段階ごとの保険料比較表をお示しいたしております。

続きまして、議案第43号 令和5年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書273ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は、3,445万9,000円を減額し、補正後の総額を324億8,177万7,000円とするものでございます。

275ページの歳出の表をお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費で2,152万2,000円の減額、第2項 徴収費で585万5,000円の減額、第3項 介護認定審査会費で3,232万9,000円の減額、第2款 介護保険給付費、第1項 介護サービス等諸費で8億3,700万円の減額、第2項 介護予防サービス等諸費で700万円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

次に、第3項 その他諸費、第4項 高額介護サービス費及び第5項 高額医療合算介護サービス等費につきましては、予算額ではなく、財源内訳の補正でございます。

次に、第6項 特定入所者介護サービス等費で1,300万円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

次に、第3款 基金積立金、第1項 基金積立金で8億7,263万1,000円の追加は、介護保険給付費準備基金への積立金でございます。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

次に、第4款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金で9,455万7,000円の追加は、過年度国庫支出金等の確定に伴う返還金でございます。

次に、第2項 繰入金で20万1,000円の追加は、令和4年度一般会計繰入金の確定に伴う繰入金でございます。

次に、第5款 地域支援事業費、第1項 包括的支援事業任意事業費で2,688万2,000円の減額、第2項 介護予防日常生活支援総合事業費で5,826万円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

次に、274ページの歳入の表をお願いいたします。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金で2億7,979万7,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

次に、第2項 国庫補助金で3億3,519万3,000円の減額は、保険者機能強化推進交付金3,598万8,000円、介護保険保険者努力支援交付金5,695万1,000円及び介護保険事業費補助金589万8,000円を計上するほか、決算見込みによる調整でございます。

次に、第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金で4億4,553万円の減額、第5款 府支出金、第1項 負担金で1億7,794万9,000円の減額、第2項 府補助金で、2,556万1,000円の減額、第6款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で1億8,543万6,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

次に、第2項 基金繰入金で6億1,159万8,000円の追加は、介護保険給付費準備基金からの繰入金でございます。

次に、第7款 諸収入、第1項 雑入で25万円の追加は、公衆衛生看護学実習生受入れ費用23万4,000円などを計上するほか、決算見込みによる調整でございます。

次に、第8款 財産収入、第1項 財産運用収入で2,000円の追加は、介護保険給付費準備基金の預金利子でございます。

次に、第9款 繰越金、第1項 繰越金で8億315万7,000円の追加は、令和4年度決算の剰余金でございます。

以上が、議案第6号及び議案第43号の提案の理由

及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 福祉指導監査担当理事。

(福祉指導監査担当理事登壇)

○岡松道哉理事（福祉指導監査担当） 御上程いただきました議案第7号及び議案第8号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第7号 吹田市介護保険法施行条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書の33ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、介護保険法の一部改正により、指定介護予防支援事業者の指定の要件が変更されたことに伴い、指定の更新の同時申請に係る手数料を設定するものでございます。

以下、改正案の内容につきまして、議案参考資料の現行・改正案対照表により御説明申し上げます。

議案参考資料の45ページをお願いいたします。

改正案の第19条第1項第23号につきましては、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の更新に係る申請を同時に行う際の手数料を新たに定めるものでございまして、その額を1万円と設定するものでございます。

次に、第3項の改正につきましては、第1項の改正に伴う規定整備を行うものでございます。

議案書の33ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございしますが、この条例は、本年4月1日から施行することといたしております。

なお、議案参考資料47ページに、本案の概要をお示しいたしておりますので、併せて御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第8号 吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書の35ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、児童福祉法の一部改正により、医療型児

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

児童発達支援が児童発達支援に一元化されたことに伴い、指定障害児通所支援事業者の指定に係る規定の整備を行うものでございます。

以下、改正案の内容につきまして、議案参考資料の現行・改正案対照表により御説明申し上げます。

議案参考資料の49ページをお願いいたします。

第2条の改正につきましては、児童発達支援に係る事業者の指定の要件を、児童福祉法の一部改正に伴い改正される児童福祉法施行規則に定める要件の内容と同様の改正を行うものでございまして、その要件を、法人または病院もしくは診療所を開設している者とするものでございます。

議案書の35ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございしますが、この条例は、本年4月1日から施行することといたしております。

以上が、議案第7号及び第8号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 健康医療部長。

(健康医療部長登壇)

○梅森徳晃健康医療部長 御上程いただきました議案第9号、議案第41号及び議案第44号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第9号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書の37ページをお願いいたします。

本案は、国民健康保険法施行令の改正内容に準じ、保険料軽減対象を拡大するとともに、保険料の賦課限度額を、大阪府国民健康保険運営方針に定める内容のとおりとするものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、議案参考資料51ページからの現行・改正案対照表をお願いいたします。

まず、55ページの改正案、第12条の2、58ページの改正案第12条の5の3、59ページの改正案第12条の10の改正につきましては、大阪府国民健康保険運

営方針に基づき、それぞれ基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額、介護納付金賦課限度額を、大阪府が市町村標準保険料率の通知を行った日において施行されていた国民健康保険法施行令の規定に基づく額とするものでございます。

次に、62ページの第16条の2第1項第2号の改正は、保険料の5割軽減の基準額につきまして、被保険者数に乗ずる金額を現行の29万円から29万5,000円に、同項第3号の改正は、2割軽減の基準額につきまして、被保険者数に乗ずる金額を現行の53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げることにより、保険料の軽減対象の拡大を行うものでございます。

その他の改正につきましては、国民健康保険法の一部改正により、退職者医療制度の経過措置が廃止されたことによる規定整備、その他所要の規定整備でございます。

議案書の40ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございしますが、この条例は、本年4月1日から施行し、令和6年度以後の年度分の保険料について適用することといたしております。

なお、議案参考資料の69ページ及び70ページに本案の概要をお示しいたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第41号 令和5年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書231ページをお願いいたします。

今回、歳入歳出予算の補正は、5,493万8,000円を減額し、補正後の総額を350億9,051万8,000円とするものでございます。

議案書233ページ、歳出表をお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費で314万5,000円の減額は、職員人件費が予算を下回る見込みとなったことによるものでございます。

第2項 徴収費で1,209万1,000円の減額につきましても、職員人件費が予算を下回る見込みとなったことによるものでございます。

第5款 保健事業費、第1項 特定健康診査等事

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

業費で6,244万1,000円の減額は、特定健康診査業務委託料が予算を下回る見込みとなったことによるものでございます。

第2項 保健事業費で351万1,000円の追加は、人間ドック助成金が予算を上回る見込みとなったことによるものでございます。

第6款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金で、1,922万8,000円の追加は、令和4年度（2022年度）概算交付されていた保険給付費等交付金の確定に伴う返還金の計上によるものでございます。

次に、232ページの歳入の表を御覧ください。

第1款 国民健康保険料、第1項 国民健康保険料で3,354万1,000円の減額は、国民健康保険料が予算を下回る見込みとなったことによるものでございます。

第4款 国庫支出金、第1項 国庫補助金で68万3,000円の追加は、出産・育児一時金臨時補助金でございます。

第5款 府支出金、第1項 府補助金で5,648万9,000円の減額は、歳出で申しあげました特定健康診査業務委託料の減額に伴い、保険給付費等交付金が予算を下回る見込みとなったことによるものでございます。

第6款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で3,294万1,000円の追加は、保険基盤安定繰入金に係る繰入額の確定等に伴うものでございます。

第7款 諸収入、第1項 雑入で146万8,000円の追加は、雑入が予算を上回る見込みとなったことによるものでございます。

続きまして、議案第44号 令和5年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の315ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は3億3,950万5,000円を追加し、補正後の総額を66億326万8,000円とするものでございます。

議案書317ページ、下段の歳出表をお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費で783万8,000円の減額は、職員人件費が予算を下回る見

みとなったことによるものでございます。

第2項 徴収費で783万8,000円の減額につきましても、職員人件費が予算を下回る見込みとなったことによるものでございます。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金で3億5,518万1,000円の追加は、後期高齢者医療広域連合納付金が予算を上回る見込みとなったこと等によるものでございます。

次に、上段の歳入の表を御覧ください。

第1款 後期高齢者医療保険料、第1項 後期高齢者医療保険料で3億6,328万円の追加は、後期高齢者医療保険料が予算を上回る見込みとなったことによるものでございます。

第3款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で、2,377万5,000円の減額は、職員人件費の減額及び保険基盤安定制度に係る繰入額の確定に伴うものでございます。

以上が、議案第9号、議案第41号及び議案第44号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議をいただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 公共施設整備担当理事。

（公共施設整備担当理事登壇）

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） 御上程いただきました議案第10号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書41ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、市の普通財産を使用した保育事業及び障がい福祉に関わる事業などについて、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業が安定して継続できる環境を構築することを目的として、普通財産の無償または減額貸付の対象を拡大するものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、71ページの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

第4項第1号の改正につきましては、改正案第2

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

号を加え、株式会社等の公共団体等以外の者が普通財産を使用して、市民の福祉の増進を図るため、特に必要と認める公益事業を行う場合に、当該普通財産の貸付料を無償とし、または減額することができることとするものでございます。

議案書41ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は、本年4月1日から施行することといたしております。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料73ページに、本案の概要をお示しいたしております。

以上が、議案第10号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 都市計画部長。

（都市計画部長登壇）

○清水康司都市計画部長 御上程いただきました議案第11号から第14号まで及び議案第22号の提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第11号 吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書の43ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、建築物の敷地の接道義務の適用除外の対象となる既存不適格建築物の大規模修繕等の認定に係る手数料等を設定するものでございます。

以下、改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、75ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

第6条第2項及び76ページの第7条第4項の改正につきましては、省令におきまして、申請等の方法にフレキシブルディスク等を指定する規定の見直しが行われていることを受け、同様の改正を行うものでございます。

次に、77ページの改正案の第11条第1項の表、第34号の2につきましては、建築物の敷地の接道義務または道路内建築制限の適用除外の対象となる大規模の修繕、または大規模の模様替えの認定に係る手

数を2万7,000円に設定するものでございます。

なお、手数料の額につきましては、大阪府と同額としております。

また、その他の改正につきましては、法令の改正に伴う所要の規定整備を行うものでございます。

議案書の43ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は、本年4月1日から施行することといたしております。

続きまして、議案第12号 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書の45ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、宅地造成等規制法が一部改正され、新たに宅地造成等工事規制区域が指定されることに伴い、特定盛土等に関する工事の許可の申請等に対する審査手数料の設定等を行うものでございます。

以下、改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、79ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

81ページにかけての別表第6の表第1号及び第2号の改正につきましては、特定盛土等に関する工事の許可及び変更許可の申請に対する審査手数料を設定するとともに、宅地造成に関する工事の許可及び変更許可の申請に対する審査手数料を変更するものでございます。改正案の第3号につきましては、宅地造成または特定盛土等に関する工事の中間検査の申請に対する審査手数料を設定するものでございます。

83ページにかけての改正案の第4号及び第5号につきましては、土砂の堆積に関する工事の許可及び変更許可の申請に対する審査手数料を設定するものでございます。

改正案の第6号及び第7号につきましては、特定盛土等に関する工事に関連する証明の手数を設定するとともに、宅地造成に関する工事に関連する証明の手数を設定するものでございます。

なお、新たに設定し、または変更する手数料の額につきましては、いずれも大阪府と同額としております。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

次に、84ページから86ページにかけての別表第12項の表及び87ページにかけての別表第14の表の改正につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び同法施行規則の改正に伴う規定整備を行うものでございます。

議案書の47ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、第1項におきまして、この条例は、本年7月1日から施行することといたしております。ただし、別表第12項の表及び第14項の表の改正につきましては、本年4月1日から施行することといたしております。

また、第2項につきましては、必要な経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第13号 吹田市開発事業の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書の49ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は道路環境を整備するため、構造等が規則で定める基準に適合するものでなければならない道路の範囲を拡大するものでございます。

以下、改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、89ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

まず、第2条の改正につきましては、宅地造成等規制法の一部改正に伴う規定整備を行うものでございます。

90ページの第19条及び第20条の改正につきましては、現行の第19条第2項で定める書類が必ずしも添付しなければならないものではないため、その規定を削るとともに、所要の規定整備を行うものでございます。

91ページの第30条第3項の改正につきましては、構造等が規則で定める基準に適合するものでなければならない道路に、高さが2mを超える擁壁を築造する場合における当該擁壁に面する建築基準法第42条第2項の規定により、道路とみなされる道路を追加するものでございます。

議案書の49ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、第1項におきまして、この条例は、本年4月1日から施行することといたしております。また、第2項につきましては、必要な経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第14号 千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書の51ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、平成21年（2009年）6月1日に都市計画決定されました北部大阪都市計画千里ニュータウン地区地区計画につきまして、昨年11月30日に、既存の地区整備計画に古江台3丁目第2地区を加える都市計画変更が決定されたことに伴い、新たに加えられました地区につきまして、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、その区域内における建築物に関する制限を定めるものでございます。

以下、改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、93ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

まず、第3条の改正は、この条例の適用区域に古江台3丁目第2地区整備計画を追加するものでございます。

次に、94ページの第5条、95ページの第6条及び第8条、96ページの13条、並びに97ページの第14条の改正につきましては、古江台3丁目第2地区、整備計画の区域内における建築物の制限等について、規定するものでございます。その他の改正につきましては、条項移動などの規定整備を行うものでございます。

議案書の52ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行することといたしております。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料の99ページには位置図を、100ページには計画図をそれぞれお示しいたしておりますので、併せて御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第22号 旧市営岸部中（北）住宅解体撤去工事請負契約の一部変更につきまして、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

御説明申し上げます。

議案書の67ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和5年（2023年）6月臨時議会におきまして御可決をいただきました契約内容のうち、請負金額を3億7,618万4,600円から、4億5,245万3,100円に変更をお願いするものでございます。

変更の理由でございますが、工事請負者が実施したアスベストの事前調査により旧市営岸部中（北）住宅のE棟において、当初想定していた場所以外からアスベストの含有が確認されたこと、また、G棟の外壁下地調整塗材に含まれるアスベストが、当初想定していたよりも強固に付着しており、設計図書で指定していた工法では除去できないことが判明したことから、より除去性能の高い工法に変更するため、工事費を増額しようとするものでございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の121ページに、変更の内容をお示しいたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上が、議案第11号から議案第14号まで及び議案第22号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

○野田泰弘議長 水道部長。

（水道部長登壇）

○山村泰久水道部長 御上程いただきました議案第15号、議案第16号及び議案第46号の提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第15号 吹田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書53ページを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、令和6年度（2024年度）に予定しております泉浄水場の取水地点の変更について、厚生労働大臣の認可を申請するに当たり、実績に基づいた水需要推計を行いましたところ、給水人口及び1日最大給水量を変更する必要が生じたことから、条例において定めるこれらの数値を変更しようとするものでございます。

改正内容でございますが、第2条第4項において定める給水人口につきまして、36万5,300人を39万

人に、同条第5項において定める1日最大給水量につきまして、14万1,000m³を13万m³にそれぞれ変更するものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を本年4月1日とするものでございます。

なお、議案参考資料といたしまして、101ページに現行・改正案対照表を、103ページに本案の概要を、104ページに水道事業認可の経緯をそれぞれお示しいたしております。

次に、議案第16号 予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例及び吹田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書55ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法において条項の移動が生じたことに伴う規定整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条により改正いたします予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例、第2条により改正いたします吹田市監査委員に関する条例のいずれにおいても引用しております地方自治法の条項移動に伴う規定整備を行うものでございます。

56ページに参りまして、附則でございますが、この条例の施行期日を本年4月1日とするものでございます。

なお、議案参考資料といたしまして、105ページ及び106ページに、現行・改正案対照表をお示しいたしております。

次に、議案第46号 令和5年度（2023年度）吹田市水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正は、年度末を控え、本年度の決算見込みを算定いたしましたことにより、お願いするものでございます。

議案書349ページを御覧いただきたいと存じます。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

第1条は、本補正予算の総則を定めるものでございます。

第2条 収益的収入及び支出並びに350ページの
第3条 資本的収入及び支出の補正内容につきましては、352ページから355ページの補正予算実施計画により御説明申し上げます。

352ページ、353ページを御覧いただきたいと存じます。

収益的収入及び支出の収入の部、第1款 水道事業収益におきまして、4,495万6,000円減額し、総額を85億4,764万5,000円に改めるものでございます。

内訳でございますが、第1項 営業収益におきまして5,300万円減額、第2項 営業外収益におきまして804万4,000円増額するものでございます。

次に、支出の部では、第1款 水道事業費用におきまして、1億9,068万2,000円減額し、総額を72億3,167万4,000円に改めるものでございます。

内訳でございますが、第1項 営業費用におきまして、1億9,068万2,000円減額、第2項 営業外費用におきましては、支払利息及び企業債取扱い諸費を500万円減額、雑支出を500万円増額するものでございます。

なお、補正額の目以降の詳細はお示しのとおりでございます。

354ページ、355ページを御覧いただきたいと存じます。

資本的収入及び支出についてでございますが、支出の部で、第1款 資本的支出におきまして、1億3,500万円減額し、総額を60億1,353万9,000円に改めるものでございまして、第1項 建設改良費を1億3,500万円減額するものでございます。

なお、補正額の目以降の詳細はお示しのとおりでございます。

以上が、収益的収支及び資本的収支の補正内容でございます。

350ページにお戻りいただきたいと存じます。

第4条は、予算第9条に定めております議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、（1）の職員給与費を5,068万2,000円減額し、総額を13億901万2,000円とするものでございます。

第5条は、予算第11条の次に第20第12条を加える旨定めるもので、第12条において、一般会計から児童手当に係る補助を受ける金額を804万4,000円とする旨、定めるものでございます。

補正予算（第3号）の概要は以上のとおりでございますが、356ページから367ページに給与費明細書を、368ページには予定貸借対照表及び予定キャッシュフロー計算書で、今回の補正により、変更のございますところを記載しておりますので、併せて御参照いただきたく存じます。

以上が、議案第15号、議案第16号及び議案第46号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 地域教育部長。

（地域教育部長登壇）

○道場久明地域教育部長 御上程いただきました議案第17号及び議案第24号の提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第17号 吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書57ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、児童センター及び図書館との複合施設である利点を最大限に生かした講座や事業等を実施し、一体的な運営とするために、北千里地区公民館の指定管理者の業務の拡大を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、議案参考資料107ページからの現行・改正案対照表をお願いいたします。

まず、第2条第1項第18号については、北千里地区公民館の住居表示が確定しましたことから、その位置を変更する規定整備を行うものでございます。

次に、第11号第1項については、北千里地区公民館の管理及び運営に係る全ての業務を指定管理者に行わせることができることとするものでございます。

議案書57ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は本年4月1日から施行することといたしております。

なお、その他の参考資料としまして、議案参考資

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

料109ページに本案の概要をお示しいたしております。

次に、議案第24号 重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）請負契約の一部変更につきまして御説明申し上げます。

議案書71ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）について、令和4年5月定例会において御可決賜りました契約内容のうち、請負金額を変更するものでございます。

変更理由でございますが、令和5年2月14日付で国土交通省から賃金等の急激な変更に対する工事請負契約第26条第6項、いわゆるインフレスライド条項の適用についての通知がございました。

この通知の趣旨に沿いまして、受注者から請負金額の変更の請求がありましたため、本工事の請負金額を8億3,663万8,000円から9億611万4,000円に変更するものでございます。

参考資料として、議案参考資料の125ページに概要をお示ししておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上が、議案第17号及び議案第24号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 消防長。

（消防長登壇）

○笹野光則消防長 御上程いただきました議案第18号から議案第20号まで及び議案第26号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第18号 吹田市消防団条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書59ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、消防団員の身分の取扱いを変更し、転勤や育児等のやむを得ない事情により、一定期間、職務に従事できなくなる場合でも、消防団員の身分を保有したまま活動を休止することができるよう、消防団活動を継続しやすい環境の整備を行うとともに、

分限の種類及び事由を追加するものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、111ページの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

改正案第6条につきましては、消防団員の休団について、その手続及び期間を定めるものでございます。

第1項は、消防団員は、その身分を保有したまま、職務への従事を休止することができることを定めるもの、第2項は、休団の手続について、第3項及び第4項は、休団の期間について定めるものでございます。

112ページの改正案第9条第1項につきましては、分限の種類といたしまして、後任を追加するとともに、分限の事由を追加するもの、第2項につきましては、休団の期間の満了後の免職について定めるものでございます。

その他の改正につきましては、文言の整理、その他所要の規定整備を行うものでございます。

議案書の60ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、施行期日を本年4月1日と定めるものでございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の113ページに、本案の概要をお示しいたしております。

次に、議案第19号 吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書61ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、損害補償の給付額の算定基礎となる補償基礎額が引き上げられたことに伴いまして、本条例においても同様の改正を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、115ページの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

第5条第2項第2号の改正につきましては、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

9,100円に引き上げるものでございます。別表の改正につきましては、消防団員の補償基礎額を引き上げるものでございます。

議案書61ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、施行期日を本年4月1日と定めるものでございます。

次に、議案第20号 吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書63ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、高压ガスの製造の許可に係る手数料の額が変更されることに伴いまして、本条例においても同様の改正を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、117ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

別表第2第1項でございますが、高压ガスの製造の許可申請に対する審査手数料を改定するもので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第34条の4第1項に基づく、充填設備の許可を受けた者が、移動式製造設備のみを使用して高压ガスを製造する場合の許可に係る手数料の額を、政令と同様に処理容積の区分に関わらず、一律6,000円に設定するものでございます。

その他の改正につきましては、所要の規定整備を行うものでございます。

議案書の63ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、施行期日を本年4月1日と定めるものでございます。

次に、議案第26号 豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部変更に関する協議につきまして御説明申し上げます。

議案書75ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、協議会の事務所を変更することに伴いまして、地方自治法第252条の6の規定により、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部を変更することについて、関係市と協議を行う必要がございますことから、同条

の規定により、その例によることとされております。

同法第252条の2の2第3項の規定に基づき提案するものでございます。

変更案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、129ページの現行・変更案対照表を御覧いただきたいと存じます。

第5条の改正につきましては、協議会の事務所を吹田市佐竹台1丁目6番3号、吹田市総合防災センター内とするものでございます。

議案書の75ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、施行期日を本年4月1日と定めるものでございます。

以上が、議案第18号から議案第20号まで及び議案第26号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 説明の途中でありますが、議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時51分 休憩)

○(午後1時 再開)

○野田泰弘議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、理事者の説明を求めます。

地域整備担当理事。

(地域整備担当理事登壇)

○梶崎浩明理事(地域整備担当) 御上程いただきました議案第23号及び議案第45号の提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第23号 円山町1号橋拡幅改良工事請負契約の一部変更につきまして、御説明申し上げます。

議案書69ページを御覧いただきたいと存じます。

本工事につきましては、河川区域内での施工となるため、降雨による増水が発生しやすい6月から10月までの出水期間は工事を中止するよう、河川管理者から指示を受けたものです。

このことにより、工事中止期間における現場の維持管理等に要する費用の追加が必要となったもので

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

す。

その他、掘削の結果、発見されたコンクリート障害物の撤去や近隣住民からの要望による防音マットの設置、歩行者の安全確保のための仮歩道橋の設置と併せまして、現場条件により差異が生じた函渠設置工などについても変更を行うものです。

以上の理由により、請負金額を3億774万400円から3億3,309万5,400円に変更しようとするものでございます。

なお、議案参考資料の123ページに詳細をお示ししておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

次に、議案第45号 令和5年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書337ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正は、2,704万7,000円を追加し、補正後の総額を14億7,367万4,000円とするものでございます。

議案書339ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳出の第1款第1項 用地取得費で9,792万6,000円の減額は、地権者との用地取得交渉に期間を要し、一部の物件については、年度内での契約締結に至らなかったことによるものでございます。

第2款 諸支出金、第1項 繰入金で1億2,498万1,000円の追加は、取得した用地の一般会計への売払いを追加したことによるものでございます。

第3款第1項 公債費で8,000円の減額は、土地開発基金借入金を早期に償還したことによるものでございます。

次に、歳入につきまして、用地の取得時期の変更等により、第1款第1項 土地開発基金借入金で8,792万7,000円を減額、第2款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で999万9,000円を減額、第3款 財産収入、第1項 財産売払収入で1億2,497万3,000円を追加いたしております。

議案書340ページ、341ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費でございますが、第1款第1項 用地取得費の千里丘朝日が丘線用地取得事業及

び佐井寺西土地区画整理用地取得事業は、関係者との協議調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、令和6年（2024年度）へ繰り越すものでございます。

以上が、議案第23号及び議案第45号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 環境部長。

（環境部長登壇）

○道澤宏行環境部長 御上程いただきました議案第25号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定につきまして、御説明申し上げます。

このような御提案を申し上げることにつきまして、誠に申し訳なく存じております。

議案書の73ページをお願いいたします。

本件事故による損害賠償額は99万3,080円で、賠償の相手方は、本件事故により負傷されました個人でございます。

事故の概要でございますが、議案参考資料127ページをお願いいたします。

昨年7月26日午前9時2分頃、環境部環境保全指導課職員運転の普通乗用車が、吹田市役所本庁舎の車庫に駐車するため後進をしたところ、後方を走行していた相手方、個人運転の自転車と接触をし、同人が負傷されたものでございます。

この事故によりまして、相手方は、頸部捻挫及び左膝関節などの挫傷に対する延べ41回の通院治療を行い、昨年11月8日をもって治療を終了されております。

示談内容といたしまして、治療費、休業損害、慰謝料等といたしまして、損害総額99万3,080円の全額を、本市の損害賠償額とするものでございます。

なお、本件事故によります損害賠償金につきましては、自動車損害賠償責任保険から全額給付されるものでございます。

車両運行上の安全管理につきましては、日頃から注意をいたしておるところでございますが、運転者に対し、厳重注意を行うとともに、部内の職員全員に安全運転を心がけるよう、再度注意喚起を行った

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ところでございます。

今後とも、車両の運行に十分留意をし、事故防止に努めてまいりたいと存じますので、よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 土木部長。

（土木部長登壇）

○真壁賢治土木部長 御上程いただきました議案第28号 市道路線の認定及び廃止について、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の79ページを御覧いただきたいと存じます。

道路法第8条第2項により、今回認定いたしますのは、議案書80ページの整理番号1番、藤白台58号線から、議案書81ページの整理番号16番、内本町44号線までの16路線で、延長1,874.3mでございます。

道路法第10条第3項により、今回廃止いたしますのは、議案書82ページの整理番号1番、川岸南吹田線から整理番号2番、青葉丘南新芦屋上1号線までの2路線で、延長1195.3mでございます。

路線認定の内容でございますが、整理番号1番、藤白台58号線から整理番号10番、泉町31号線までの10路線は、開発行為の移管に伴います路線認定でございます。

整理番号11番、青葉丘南20号線から整理番号12番、穂波町25号線までの2路線は、私道の寄附に伴います路線認定でございます。

整理番号13番、末広町18号線は、使用貸借契約に伴います路線認定でございます。

整理番号14番、津雲台歩行者専用33号線は、府有財産譲与に伴います路線認定でございます。

整理番号15番、高浜南高浜線から整理番号16番、内本町44号線までの2路線は、府道の引継ぎに伴います路線認定でございます。

路線廃止の内容でございますが、整理番号1番、川岸南吹田線は引継ぎに伴います路線廃止でございます。

整理番号2番、青葉丘南新芦屋上1号線は、売払いに伴います路線廃止でございます。

なお、議案参考資料の137ページから161ページに

わたりまして、道路法の抜粋、調書及び位置図を添付いたしております。

以上が、議案第28号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 春藤副市長。

（春藤副市長登壇）

○春藤尚久副市長 御上程いただきました議案第29号 令和6年度吹田市一般会計予算から、議案第37号 令和6年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算までの9議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、概要でございますが、歳入面では、生産年齢人口や企業収益の増加などによる市税の増加傾向が続いており、前年度を超える収入を見込んでおります。歳出面では、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれるほか、子ども・子育て政策の強化や、公共施設の老朽化対策などの行政課題への対応や、新たな公共施設、インフラの整備などの将来に向けた投資に加えまして、国の方針に沿った情報システムの標準化対応や、物価上昇の影響を受ける市民、事業者の支援に係る経費を計上いたしております。

次に、全体の予算規模について御説明いたします。

令和6年度吹田市一般会計予算及び予算説明書の1ページをお願いいたします。

一覧表にてお示しのとおり、一般会計の本年度予算額は1,708億4,862万4,000円で、前年度当初予算と比較して145億2,191万6,000円、9.3%の増。特別会計の合計は824億448万4,000円で、前年度比52億5,604万円、6.8%の増。最下段の合計額は、2,532億5,310万8,000円で、前年度比197億7,795万6,000円、8.5%の増でございます。

それでは、各議案につきまして、主な内容について順に御説明を申し上げます。

令和6年度吹田市一般会計予算及び予算説明書の5ページをお願いいたします。

議案第29号 令和6年度吹田市一般会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額を1,708億4,862万4,000円とし、第2条では債務負担

行為について、第3条では地方債について、第4条では一時借入金の限度額について、第5条では歳出予算の各項の経費を流用することができる場合について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 市税は709億3,187万6,000円で、前年度比2億6,307万6,000円、0.4%の増、うち市民税は定額減税の影響による個人市民税の減などにより、前年度比4億1,654万2,000円、1.2%の減、固定資産税は前年度比4億3,979万9,000円、1.6%の増と見込んでおります。

第2款 地方譲与税は6億3,500万円で、前年度比5,200万円、8.9%の増。

第3款 利子割交付金は6,100万円で、前年度比400万円、7.0%の増。

第4款 配当割交付金は6億5,000万円で、前年度比3億500万円、31.9%の減。

第5款 株式等譲渡所得割交付金は、5億5,900万円で、前年度比1億8,100万円、47.9%の増。

第6款 法人法人事業税交付金は、11億6,500万円で、前年度比1億5,400万円、15.2%の増。

第7款 地方消費税交付金は87億8,700万円で、前年度比10億6,300万円、10.8%の減。

第8款 環境性能割交付金は2億2,500万円で、前年度比1億3,400万円。147.3%の増。

7ページに移りまして、第9款 地方特例交付金は18億4,600万円で、前年度比14億5,900万円、377.0%の増。

第10款 地方交付税は、普通交付税で29億8,400万円、特別交付税で2億4,000万円、合計32億2,400万円を計上いたしております。

いずれも前年度の決算見込みや、当年度の国の地方財政計画などを考慮し、計上いたしております。

第11款 交通安全対策特別交付金は3,900万円で、前年度比400万円、9.3%の減。

第12款 分担金及び負担金は5億2,729万6,000円で、前年度比2億4,180万1,000円、31.4%の減。

第13款 使用料及び手数料は26億9,442万4,000円

で、前年度比3,950万8,000円、1.5%の増。

第14款 国庫支出金は354億7,265万6,000円で、前年度比65億9,772万8,000円、22.8%の増。

第15款 府支出金は120億3,669万9,000円で、前年度比1億6,182万5,000円、1.4%の増。

第16款 財産収入は1億2,299万3,000円で、前年度比76万2,000円、0.6%の増。

第17款 寄附金は、一般寄附金で25億3,558万2,000円、指定寄附金で198万円、合計25億3,756万2,000円。

8ページに移りまして、第18款 繰入金は119億8,171万8,000円で、前年度比8億3,023万8,000円、6.5%の減。

第19款 諸収入は65億40万円で、前年度比31億2,749万4,000円、92.7%の増。

第20款 市債は108億5,200万円で、前年度比20億9,030万円、23.9%の増でございます。

9ページをお願いいたします。

歳入におきましては、第1款 議会費は7億1,019万9,000円で、前年度比4,974万1,000円、6.5%の減。

第2款 総務費は186億3,764万8,000円で、前年度比33億9,876万4,000円、22.3%の増。

第3款 民生費は836億2,278万5,000円で、前年度比94億3,313万1,000円、12.7%の増。

第4款 衛生費は148億5,430万9,000円で、前年度比11億1,329万4,000円、7.0%の減。

第5款 労働費は2億1,357万5,000円で、前年度比613万3,000円、3.0%の増。

第6款 農業費は、7,777万5,000円で、前年度比35万1,000円、0.5%の増。

第7款 商工費は17億6,490万4,000円で、前年度比3億4,153万4,000円、24.0%の増。

10ページに移りまして、第8款 土木費は179億4,582万2,000円で、前年度比19億6,987万7,000円、12.3%の増。

第9款 消防費は81億3,183万4,000円で、前年度比8億6,025万6,000円、9.6%の減。

第10款 教育費は183億1,713万9,000円で、前年度比16億5,113万9,000円、9.9%の増。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

第11款 公債費は65億1,810万1,000円で、前年度比1億7,892万6,000円、2.7%の減。

第12款 諸支出金は453万3,000円。第13款 予備費は5,000万円を計上いたしております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為につきましては、1行目の人材マネジメントシステム構築運用保守業務から22ページ、23ページに移りまして、最下段の古江台小学校給食調理室及び配膳室改修工事までにつきまして、それぞれお示しのとおり期間と限度額を定めるものでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

第3表 地方債につきましては、1行目の市民プール改修事業から26ページ、27ページに移りまして、最下段の臨時財政対策までにつきまして、限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ定めるものでございます。

一般会計予算の説明は以上でございます。

続きまして、令和6年度吹田市特別会計予算及び予算説明書の5ページをお願いいたします。

議案第30号 令和6年度吹田市国民健康保険特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額を385億7,191万8,000円とし、第2条では債務負担行為について、第3条では一時借入金の限度額について、第4条では、歳出予算の各項の経費を流用することができる場合について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 国民健康保険料で75億455万7,000円、第5款 府支出金で281億4,143万9,000円、第6款 繰入金で28億9,722万2,000円などを、7ページ、歳出におきましては、第1款 総務費で7億4,099万6,000円、第2款 保険給付費で272億5,631万8,000円、第3款 国民健康保険事業費納付金で101億4,079万9,000円、第5款 保健事業費で3億8,274万円などをそれぞれ計上いたしております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為につきましては、1行目の国民健康保険システム標準化対応業務から、3行目

の特定保健指導業務までにつきまして、それぞれお示しのとおり、期間と限度額を定めるものでございます。

69ページをお願いいたします。

議案第31号 令和6年度吹田市部落有財産特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額を4億9,177万3,000円と定めるものでございます。

70ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 繰越金で4億9,114万1,000円、第2款 諸収入で63万2,000円、歳出におきましては、第1款 財産費で4億9,177万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

87ページをお願いいたします。

議案第32号 令和6年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額を4,568万1,000円と定めるものでございます。

88ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 共済掛金収入で2,477万1,000円、第2款 繰入金で1,716万6,000円、第3款 諸収入で374万4,000円を、歳出におきましては、第1款 福祉共済費で4,568万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

115ページをお願いいたします。

議案第33号 令和6年度吹田市介護保険特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額を334億7,470万7,000円とし、第2条では債務負担行為について、第3条では歳出予算の各項の経費を流用することができる場合について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

116ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 介護保険料で62億3,290万6,000円、第3款 国庫支出金で76億4,501万2,000円、第4款 支払基金交付金で86億776万2,000円、第5款 府支出金で45億8,915万1,000円、第6款 繰入金で63億9,875万4,000円などを、117ページ、歳出におきましては、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

第1款 総務費で8億7,850万4,000円、第2款 介護保険給付費で306億7,544万7,000円、第5款 地域支援事業費で19億19万6,000円などをそれぞれ計上いたしております。

118ページ、119ページ、第2表 債務負担行為につきましては、1行目の介護保険システム標準化対応業務から最下段の古江台・青山台地域包括支援センター運営事業までにつきまして、それぞれお示しのとおり期間と限度額を定めるものでございます。

183ページをお願いいたします。

議案第34号 令和6年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額を71億5,307万2,000円とし、第2条では債務負担行為について、第3条では歳出予算の各項の経費を流用することができる場合について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

185ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 後期高齢者医療保険料で57億7,510万2,000円、第3款 繰入金で13億6,770万1,000円などを、歳出におきましては、第1款 総務費で2億9,312万8,000円、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金で68億4,984万4,000円などをそれぞれ計上いたしております。

186ページ、187ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為につきましては、後期高齢者支援システム標準化対応業務業務につきまして、お示しのとおり、期間と限度額を定めるものでございます。

227ページをお願いいたします。

議案第35号 令和6年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額を17億7,232万円とし、第2条では債務負担行為について記載のとおり定めるものでございます。

229ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 土地開発基金借入金で3億7,614万3,000円、第2款 繰入金で3,360万円、第3款 財産収入で13億6,257万7,000円を、歳出におきましては、第1款 用地取

得費で4億9,74万3,000円、第2款 諸支出金で10億6,182万9,000円、第3款 公債費で3億74万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

230ページ、231ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為につきましては、1行目の千里丘朝日が丘線用地取得事業用地購入費用（その3）から4行目の佐井寺西土地区画整理事業用地補償費用（その3）までにつきまして、それぞれお示しのとおり、期間と限度額を定めるものでございます。

253ページをお願いいたします。

議案第36号 令和6年度吹田市病院事業債管理特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額を7億9,490万3,000円と定めるものでございます。

254ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 諸収入で7億9,490万3,000円を、歳出におきましては、第1款 公債費で7億9,490万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

273ページをお願いいたします。

議案第37号 令和6年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額を1億11万円とするものでございます。

274ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 繰入金で201万1,000円、第2款 諸収入で4,394万6,000円、第3款 繰越金で5,415万3,000円を、歳出におきましては、第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費で、6,829万7,000円、第2款 公債費で2,128万7,000円、第3款 諸支出金で1,052万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

議案第29号から議案第37号までの説明は以上でございます。

なお、関連資料をお手元の議案参考資料163ページから407ページにかけてお示しいたしております。別冊の吹田市事業別予算概要と併せて御参照いただきまして、よろしく御審議の上、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○野田泰弘議長 水道事業管理者。

（水道事業管理者登壇）

○前田 聡水道事業管理者 御上程いただきました議案第38号 令和6年度吹田市水道事業会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

水道事業におきましては、健全な水道を将来世代に引き継いでいくため、災害を想定した計画の下、施設の耐震化をはじめとした強靱化の取組を進めているところでございます。昨今の物価高騰などの影響により、厳しい経営環境にはありますが、引き続き、強靱化の取組を進め、ライフラインを支える事業者としてその責務を果たしてまいります。

それでは、水道事業会計予算書の3ページをお願いいたします。

第1条は、本予算の総則を定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量をお示しのとおり予定するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。

収入の部の収納部は第1款 水道事業収益におきまして、前年度比0.9%減の85億1,618万4,000円を見込んでおりまして、第1項の営業収益は、給水収益などで78億5,294万8,000円を、第2項の営業外収益は加入金などで、6億6,323万6,000円を予定するものでございます。

4ページに参りまして、支出の部は、第1款 水道事業費用におきまして、前年度比2.8%増の76億266万6,000円を予定しておりまして、第1項 営業費用は、取水、送配水、給水などに係るもので、総額73億2,618万4,000円を、第2項 営業外費用は、企業債利息など2億2,648万2,000円を予定しております。また、第3項では、予備費として5,000万円を計上しております。

この結果、単年度の収益的収支は税込みで9億1,351万8,000円の利益利益を見込んでおり、その全額を耐震化をはじめとした強靱化に係る建設改良事業の財源とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

収入の部は、第1款 資本的収入におきまして、18億6,757万7,000円を予定しており、第1項 企業

債は、管路及び浄配水施設の整備に係る建設改良事業に充てるものとして17億7,800万円を、第2項 補助金は、基幹管路整備事業に係る国庫補助金で4,055万7,000円を、第3項 工事負担金は、消火栓の設置に係る一般会計からの負担金収入で、4,902万円をそれぞれ予定するものでございます。

支出の部分は、第1款 資本的支出におきまして、54億8,635万7,000円を予定しており、第1項 建設改良費は、耐震化をはじめとした施設の強靱化を図る建設改良事業に要する費用で、48億8,162万8,000円を、第2項 企業債償還金は、企業債の元金の償還として、6億472万8,000円をそれぞれ予定するものでございます。

また第3項 開発負担金返還金は、開発変更に伴う返還に備えての科目設定でございます。

なお、資本的収支の不足額36億1,878万円につきましては、損益勘定留保資金などの自己資金にて補填するものでございます。

以上が、収益的収支及び資本的収支の主な内容でございます。

なお、予算科目の内訳として10ページから予算実施計画を、46ページからは、実施計画明細をお示しておりますので、併せて御参照いただきたいと思います。

5ページをお願いいたします。

第5条は債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載のとおり定めるものでございます。

6ページに参りまして、第6条は17億7,800万円を限度額として起債を予定するものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合として、予定支出の各項に不足が生じた場合の取扱いを定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費と交際費を該当項目とするものでございます。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を8,115万5,000

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

円と定めるものでございます。

予算案の概要は以上でございますが、14ページ以降に、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表、予定キャッシュフロー計算書などのほか、予算参考資料として各種明細をお示ししております。

また、議案参考資料といたしまして、409ページに、長期継続契約予定一覧表を、410ページからは予算の概要を、412ページからは建設改良工事の明細を添付しておりますので、併せて御参照を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、議案第38号 令和6年度吹田市水道事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○野田泰弘議長 下水道部長。

（下水道部長登壇）

○柳瀬浩一 下水道部長 御上程いただきました議案第39号及び議案第47号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第39号 令和6年度（2024年度）吹田市下水道事業会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

下水道事業におきましては、将来にわたって下水道サービスを安定的に提供していくため、老朽化対策や浸水、地震対策などの課題解決に向け取り組んでまいります。

吹田市下水道事業会計予算書の3ページをお願いいたします。

まず、第1条は、本予算の総則を定めるものでございます。

第2条の業務の予定量として、有収水量は、前年度に比べ0.7%減の4,238万6,441m³を見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出のうち、収入の部でございますが、第1款 下水道事業収益で、前年度比3.7%増の100億4,892万3,000円を見込んでおります。

第1項 営業収益では、下水道使用料や他会計負担金などで、79億3,506万6,000円を、第2項 営業

外収益では、長期前受金戻入や、他会計負担金などで16億9,889万円を計上するほか、第3項 特別利益では、固定資産の除却に伴う特別損失見合い分の他会計負担金などで、4億1,496万7,000円を計上しております。

4ページをお願いいたします。

支出の部につきましては、第1款 下水道事業費用で、前年度比2.8%増の96億3,567万2,000円を予定しております。

第1項 営業費用では、管渠や処理場等の維持管理に関わる費用などで87億2,416万7,000円。

第2項 営業外費用では、企業債利息などで、4億8,471万5,000円を計上するほか、第3項 特別損失では、固定資産の除却費、4億2,679万円を計上しております。

この結果、単年度収支では税込みで、4億1,325万1,000円の黒字を見込むものでございます。

次に、第4条 資本的収入及び支出のうち、収入の部でございますが、第1款 資本的収入で35億4,654万6,000円を見込んでおります。

主な内容は、企業債、国庫補助金などでございます。

支出の部につきましては、第1款 資本的支出で64億1,875万7,000円を予定しております。

第1項 建設改良費では、老朽化対策や浸水、地震対策などに要する費用として、36億4,350万1,000円を計上するほか、第2項 企業債償還金で27億304万3,000円、第3項 固定資産購入費で7,221万3,000円を計上しております。

5ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為について、時効期間及び限度額をそれぞれ設定するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第6条は、企業債について、各種発行条件を設定するものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を20億円に定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合として、消費税に不足が生じた場合の取扱いを定めるものでございます。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

7ページをお願いいたします。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費とするものでございます。

以上が、予算書の概要でございますが、9ページ以降に予算に関する説明書を、また、議案参考資料443ページから465ページに、本案に係る資料をお示ししております。

続きまして、議案第47号 令和5年度吹田市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

本補正予算は、年度末を控え、本年度の決算見込みを算定いたしましたことに加え、国の補正予算が成立したことにより、予算額の修正を行うものでございます。

議案書の369ページをお願いいたします。

まず第1条は、本補正予算の総則を定めるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出のうち、収入の部でございますが、第1款 下水道事業収益で、8,895万8,000円を減額し、総額を96億395万8,000円に改めるものでございます。

支出の部につきましては、第1款 下水道事業費用で6億561万3,000円を減額し、総額を87億7,473万6,000円に改めるもので、第1項 営業費用から第3項 特別損失までの減額は、いずれも決算見込みによるものでございます。

370ページをお願いいたします。

第3条 資本的収入及び支出のうち、収入の部でございますが、第1款 資本的収入で5億8,598万1,000円を減額し、総額を38億6,593万2,000円に改めるもので、主な内容は、第1項 企業債で5億8,140万円を減額するほか、第3項 国庫補助金では、国の補正予算の成立を受け、2,236万9,000円を追加するものでございます。

次に、支出の部につきましては、第1款 資本的支出で6億3,042万9,000円を減額し、総額を68億6,787万3,000円に改めるもので、主な内容は、第1項 建設改良費におきまして、管渠建設改良費及び流域下水道建設費負担金の減額などにより、6億

1,957万1,000円を減額するものでございます。

371ページをお願いいたします。

第4条は、債務負担行為につきまして、お示しのとおり、廃止及び変更するものでございます。

第5条は、企業債の限度額を27億770万円に改めるものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を減額するものでございます。

なお、372ページから395ページに、今回の補正により変更のございました予算実施計画、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表、予定キャッシュフロー計算書を記載しております。

また、議案参考資料531ページ、532ページに、本案に係る資料をお示しいたしております。

以上が、議案第39号及び議案第47号の提案理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 都市魅力部長。

（都市魅力部長登壇）

○井田一雄都市魅力部長 御上程いただきました議案第42号 令和5年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明を申し上げます。

議案書255ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は151万9,000円を追加し、補正後の総額を3,942万9,000円とするものでございます。

議案書257ページの歳出の表をお願いいたします。

第1款 福祉共済費、第1項 福祉共済費で151万9,000円の追加は、決算見込みによる調整及び勤労者福祉共済基金への積立金の計上によるものでございます。

次に、歳入の表をお願いいたします。

第1款 共済掛金収入、第1項 共済掛金収入で11万8,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

次に、第2款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で136万1,000円、第2項 基金繰入金で75万1,000

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

円の減額は、人件費及び勤労者福祉共済基金からの繰入金における決算見込みによる調整でございます。

次に、第3款 諸収入、第2項 雑入で、56万7,000円の追加は、勤労者福祉共済事業の福利事業参加費でございます。

次に、第4款 繰越金、第1項 繰越金で、318万2,000円の追加は、令和4年度における決算剰余金を繰り越すものでございます。

議案第42号の説明は以上でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 説明が終わりました。

質問は後日に受けることにいたします。

○

○野田泰弘議長 次に、日程7、選第1号を議題といたします。

これより、淀川右岸水防事務組合議会議員の選挙を行います。

本件選挙の方法をいかにするかお諮りいたします。

（「議長一任」と呼ぶ者あり）

議長一任との声がありますが、議長より、指名推選いたしても、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、私から指名することにいたします。

淀川右岸水防事務組合議会議員に、竹村議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました竹村議員を淀川右岸水防事務組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました竹村議員が淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました竹村議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

○

○野田泰弘議長 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は2月26日（月曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後1時54分 散会）

○

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	野田泰弘	
吹田市議会議員	益田洋平	
吹田市議会議員	久保直子	